

川崎市新型コロナウイルスに感染した妊産婦等への寄り添い型支援事業実施要綱

令和 2 年 9 月 1 1 日

2 川ここ福第 9 2 4 号

市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国が定める平成 1 7 年 8 月 2 3 日雇児発第 0 8 2 3 0 0 1 号「母子保健医療対策総合支援事業について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」に基づき、各区役所地域みまもり支援センターで行う不安を抱える妊産婦への寄り添い型支援に関する事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援を行う者)

第 2 条 支援を行う者は、本事業に関する専門的知識及び経験を有し、適切に相談支援を行うことができる者とする。

(支援対象者)

第 3 条 この要綱による支援の対象者（以下「対象者」という。）は、妊娠期又は産後 1 年以内の次の各号のいずれかを満たす、市内に住所を有する妊産婦とする。ただし、市長が特に必要と認める場合については本事業の対象とする。

- (1) 新型コロナウイルスに感染したこと、かつ、新型コロナウイルスに感染したことにより、育児に対する不安を抱え、助言や支援を希望すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え、助言や支援を希望すること。

(支援内容)

第 4 条 対象者への支援内容は、次に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談・支援
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による育児不安の影響や、育児技術の提供等のための相談・支援
- (3) 不適切な養育状態にある場合は、養育環境の維持・改善や、育児の知識や技術の習得に関する支援
- (4) その他市長が必要と認める支援

(支援方法)

第5条 対象者が意向確認書（第1号様式）を提出し、本事業による支援を希望する場合、各区役所地域みまもり支援センターは関係機関と連携の上、支援を行う。ただし、体調等により意向確認書の速やかな提出が困難な場合は電話等により希望の確認を行うことができるものとする。

2 第3条第1号の対象者への支援は、対象者が新型コロナウイルス感染後に陰性化した時期から開始するが、状況に応じて入院中から医療機関及び対象者と連絡調整を行うなど支援が適切に行われるようにするものとする。

3 本事業による支援は原則として訪問によって行うものとし、状況に応じて電話及びビデオ通話等のオンラインによる相談等の方法を選択することができるものとする。

(委託)

第6条 本事業は、専門的な支援を提供できる事業者に委託できるものとする。

2 各区役所地域みまもり支援センターは、委託事業者と連携して支援に向けた調整を行うものとする。

(報告)

第7条 各区役所地域みまもり支援センター所長は、第4条に掲げる支援の実施に関し、支援を開始した月の翌月末日までに寄り添い型支援事業実施報告書（第2号様式）によりこども未来局長に報告を行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 本事業の関係者は、秘密保持に最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に利用しないものとする。

(委任)

第9条 本要綱に規定するもののほか、事業の実施に関して必要な事項はこども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。